

政令第六十四号

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第四百号）

第十条第二項の規定により読み替えられた国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号

）附則第十四条第一項第一号並びに社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第十

三条第二項第三号イ、第二十五条第一項及び第二十九条第一項、同法第三十二条第七項及び第三十九条第二

項において準用する同法第三十二条第二項第一号並びに同法第五十八条第一項、第六十一条及び第六十六条

の規定に基づき、この政令を制定する。

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）の

一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

五十八 フィリピン協定又はフィリピン実施機関 それぞれ社会保障に関する日本国とフィリピン共和国

との間の協定又はフィリピン協定第一条1(f)に規定するフィリピン共和国の実施機関をいう。

第二十二條に次の一号を加える。

十三 フィリピン協定

第三十二條に次の一号を加える。

五 フィリピン協定

第五十條に次の一号を加える。

十八 フィリピン協定

第六十一條に次の一号を加える。

十一 フィリピン協定

第七十四條の二に次の一号を加える。

三 フィリピン協定

第九十條に次の一号を加える。

十六 フィリピン協定第一条1(d)に規定するフィリピン共和国の法令

第九十三條に次の一号を加える。

十六 フィリピン協定

第九十六条の表に次のように加える。

| | | |
|----|---------------|-----------|
| 十六 | フィリピン協定第二十一条1 | フィリピン実施機関 |
|----|---------------|-----------|

附 則

この政令は、社会保障に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。